

<参考資料>

1. 丸亀市産業振興推進会議 委員名簿

※平成 25 年 1 月末現在

分野	所 属	役 職	代表者名	
識見を有する者	香川大学	経済学部准教授	神吉 直人	
	四国職業能力開発大学校	副校長	瀧原 祥夫	
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	企業振興部長	檜原 茂樹	
	中小企業診断士		山崎 純一	
産業経済団体の関係者・事業者	農業関係	丸亀市担い手育成総合支援協議会	会 長	宮武 利夫
		香川県農業協同組合丸亀支店	営農経済課長	大倉 貴裕
		香川県農業協同組合法勲寺支店	営農経済課長	梨野 善彦
		香川県中部青果株式会社	取締役	東条 雅郁
	水産業関係	丸亀市漁業協同組合	参 事	西川 正則
		本島漁業協同組合	代表理事組合長	香川 信久
	商工業関係	丸亀商工会議所	会 頭	橘 節哉
		丸亀市飯綾商工会	青年部副部長	廣田 勝也
		中央商店街振興組合連合会	専務理事	杉尾 英美
		丸亀市工業振興協議会		吉田 雅人
		丸亀法人会	会 長	近澤 亨
		丸亀地区縫製協議会	会 長	西川 平二
	地場産業関係	香川県うちわ協同組合連合会	副会長	矢野 俊郎
		青木石材協同組合	代表理事	栗林 親
	観光関係	丸亀市観光協会	副会長	北角 幸弘
	消費者	丸亀消費者友の会	会 長	進藤 節子
	公募委員			佐藤 隆繁
				大坪 則和
				天野 裕子

2. 分科会委員名簿

※平成 25 年 1 月末現在

分科会	所 属	役 職	代表者名
農業・ 水産業 関係	丸亀市担い手育成総合支援協議会	会 長	宮武 利夫
	香川県農業協同組合丸亀支店	営農経済課長	大倉 貴裕
	香川県農業協同組合法勲寺支店	営農経済課長	梨野 善彦
	香川県中部青果株式会社	取締役	東条 雅郁
	丸亀市漁業協同組合	参 事	西川 正則
	本島漁業協同組合	代表理事組合長	香川 信久
	中小企業診断士		山崎 純一
商工業・ 新産業 関係	丸亀地区縫製協議会	会 長	西川 平二
	丸亀商工会議所	会 頭	橘 節哉
	丸亀市飯綾商工会	青年部副部長	廣田 勝也
	中央商店街振興組合連合会	専務理事	杉尾 英美
	丸亀市工業振興協議会		吉田 雅人
	丸亀法人会	会 長	近澤 亨
	四国職業能力開発大学校	副校長	瀧原 祥夫
	公募委員		佐藤 隆繁
地場・ 観光産業 関係	香川県うちわ協同組合連合会	副会長	矢野 俊郎
	青木石材協同組合	代表理事	栗林 親
	丸亀市観光協会	副会長	北角 幸弘
	丸亀消費者友の会	会 長	進藤 節子
	公益財団法人 かがわ産業支援財団	企業振興部長	樫原 茂樹
	公募委員		大坪 則和
	公募委員		天野 裕子

3. 丸亀市産業振興推進会議および同分科会の開催日時および内容

(1) 平成23年度第1回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成23年7月5日 10:00～12:00

場所丸亀市役所本館2階 第3会議室

内容：丸亀市産業振興推進会議委員の委嘱について
丸亀市産業振興推進会議のあり方について

(2) 平成23年度第2回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成23年9月21日 14:00～16:13

場所：丸亀市役所本館2階 第3会議室

内容：丸亀市産業振興条例の愛称選定について
丸亀市産業振興計画の策定について

(3) 平成23年度第3回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成23年11月15日 10:00～11:46

場所：生涯学習センター2階 第1会議室

内容：丸亀市産業振興計画の策定について

(4) 平成23年度第4回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成24年1月25日 10:00～12:10

場所：丸亀市役所本館2階 第3会議室

内容：丸亀市産業振興計画の策定について

(5) 平成23年度第1回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成24年2月23日 10:00～

②商工業・新産業 平成24年2月23日 14:00～

③地場・観光産業 平成24年2月24日 10:00～

場所：丸亀市役所本館5階 第4会議室

内容：分科会の進め方について

丸亀市の現状について

カードワークの方法について

カードワークによる現状把握

(6) 平成 23 年度第 2 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 3 月 26 日 14:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 3 月 19 日 14:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 3 月 19 日 10:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：重要テーマの検討

各産業の今後のあるべき姿の発表

次年度以降の進め方について

(7) 平成 24 年度第 1 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 4 月 18 日 14:30～16:31

場所：丸亀市役所別館 5 階 第 1 会議室

内容：丸亀市産業振興計画の計画策定イメージについて

基本理念について

産業振興会議のすすめ方について

(8) 平成 24 年度第 1 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 5 月 29 日 10:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 5 月 29 日 14:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 5 月 31 日 10:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：分科会の進め方について

重点テーマの実施計画検討について

(9) 平成 24 年度第 2 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 6 月 27 日 10:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 6 月 28 日 10:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 6 月 27 日 14:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：重点テーマの実施計画について

(10) 平成 24 年度第 3 回丸亀市産業振興推進会議分科会

日時：①農水産業 平成 24 年 8 月 2 日 10:00～

②商工業・新産業 平成 24 年 8 月 3 日 10:00～

③地場・観光産業 平成 24 年 8 月 3 日 14:00～

場所：丸亀市役所本館 5 階 第 3・4 会議室

内容：重点テーマの実施計画について



分科会

(11) 平成 24 年度第 2 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 8 月 30 日 10:00～12:00

場所：生涯学習センター 2 階 第 1 会議室

内容：各分科会における実施計画について

丸亀市産業振興会議の進め方について

(12) 平成 24 年度第 3 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 9 月 27 日 14:00～16:00

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（素案）について

(13) 平成 24 年度第 4 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 10 月 31 日 10:30～12:30

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（素案）の再検討について



産業振興推進会議

(14) 平成 24 年度第 5 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 24 年 12 月 19 日 10:30～12:30

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（案）の検討について

(15) 平成 24 年度第 6 回丸亀市産業振興推進会議

日時：平成 25 年 2 月 13 日 18:00～18:47

場所：丸亀市役所本館 2 階第 3 会議室

内容：丸亀市産業振興計画（最終案）の検討について

4. 丸亀市産業振興条例（平成 23 年 3 月 24 日条例第 17 号）

美しい瀬戸内海に開かれた好立地を活かし、丸亀は古くから、政治、経済、文化などにおいて重要な役割を担い、城下町、港町として栄えてきた。

丸亀藩による「讃岐三白」と称される地場産品の塩、綿、砂糖の生産、流通の確立が豊かな地域づくりに寄与した。また、産業としてののうちわ、金比羅詣での港町として発展した商業、ため池構築による稲作の拡張、桃をはじめとする果樹栽培など、優れた先駆者と先人たちの努力により産業振興がなされてきた。

近年は上場企業が経済界を牽引する役割を果たし、高度経済成長期には丸亀市も臨海地区を中心に企業誘致を行い、そして何よりも中小企業が地域経済を支え、丸亀市の産業形成がなされた。

しかしながら、現在は地方経済も疲弊した状況が続いている。地方分権が進む中、国の経済政策に頼るだけではなく、自治体としての産業振興が重要な行政課題となってきた。

丸亀市においても、工業、商業、農業、水産業、観光、伝統工芸などの産業は、地域資源が持つ価値を発揮させることにより、市民生活を支える雇用をもたらすなど地域経済にとって重要な存在である。

そこで、自立する中小企業をはじめ、全産業の振興が丸亀市の更なる発展に欠かすことのできないものであることを共通認識し、地域環境の健全な構築を図りながら、すべての人の協働により、丸亀市民の生活維持・向上を実現するため、この条例を制定する。

（目的）

第 1 条 この条例は、産業の発展が地域経済の活性化に果たす役割の重要性にかんがみ、産業振興に関する基本的な事項を定めることにより、産業基盤の安定・強化、中小企業の育成・発展、新規産業の創出、企業誘致、雇用の拡大等を図り、もって地域経済の健全な発展と市民生活の向上に寄与することを目的とする。

（定義）

第 2 条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 事業者 市内において経済活動を行うものをいう。
- (2) 中小企業 中小企業基本法（昭和 38 年法律第 154 号）第 2 条第 1 項各号に定めるものをいう。
- (3) 産業経済団体 商工会議所、商工会、農業協同組合、漁業協同組合、観光協会その他の市内において経済活動または地域産業の振興を行う団体等をいう。

（基本方針）

第 3 条 産業振興は、事業者の自主的な創意工夫、自助努力をもとに、市、事業者、産業経済団体及び市民が協働して推進するものとする。

2 地域の人材や技術などの資源を活かし、異業種間の連携や情報提供などにより、中小企業の育成を推進するものとする。

3 人材育成、勤労者の福利厚生の上昇に努め、地域雇用の確保を推進するものとする。

- 4 市の製品の地産地消及び市外における市場の拡大を図る地産外消を推進するものとする。
- 5 前4項に定めるもののほか、産業振興は、次に掲げる方針に基づき推進するものとする。
 - (1) 工業については、生産技術の高度化、知的財産の創造、保護及び活用並びに地域資源を活かした産学連携及び産産連携を推進する。
 - (2) 商業については、店舗の規模、営業形態等の違いによらず、地域に根ざし、共存共栄による活性化を推進する。
 - (3) 農業については、優良農地の確保、良質な農産物の供給を奨励するとともに、農地の持つ多面的な機能を活かした農業振興を推進する。また、担い手の確保、後継者の育成を推進する。
 - (4) 水産業については、水産品を安定的に供給していくため、瀬戸内の水産資源の情報提供、栽培漁業の推進及び後継者の育成を推進する。
 - (5) 観光については、地域の観光資源の創出に努めるとともに、既存の観光に関する情報を広く発信し、観光に関する産業の創出及び活性化を推進する。
 - (6) 新産業については、地元産業と学術研究機関等との連携を図るとともに、新たな産業分野への進出並びにベンチャー企業の創出及び育成を推進する。
 - (7) うちわをはじめとする伝統産業及び地場産業については、組織の強化、後継者の育成を図るとともに、更なる市場の拡大、発展を推進する。

(市の責務)

第4条 市は、前条の基本方針に基づき、産業振興にかかる計画を総合的に策定し、実施するものとする。また、その計画及び実施状況を公表するものとする。

2 市は、前項の計画実施に当たり、国、県その他の自治体との連携並びに事業者、産業経済団体、学術研究機関等及び市民との協働に努める。

3 市は、事業者の取り扱う物品、工事、役務、農水産物等の受注機会の増大に努めるものとする。

4 市は、産業振興を推進するため、必要な財政上の措置を講ずるものとする。

(事業者及び産業経済団体の責務)

第5条 事業者は、自助努力及び創意工夫により、公正で自由な競争を通じて事業の発展に努めるとともに、市または産業経済団体による産業振興に関する支援等を活用し、事業の活性化に努めるものとする。

2 事業者は、法令を遵守し、自らの事業活動に期待される社会的な責任及び役割を認識し、これに応えるよう努めるものとする。

3 産業経済団体は、事業者の事業活動を支援するとともに、自らの事業活動を通じて地域社会への貢献に努めるものとする。

(市民の理解及び協力)

第6条 市民は、産業振興が地域を活性化し、市民生活の向上に寄与することを理解し、地域における産業の振興に協力するよう努めるものとする。

2 市民は、自らの消費行動が地域産業に与える影響及び効果を理解し、事業者の利用に配慮するものとする。

(産業振興推進会議)

第7条 市は、産業振興に関し、第4条第1項に定める計画策定など必要な事項を調査審議し、施策を推進するため、丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、委員25人以内で組織し、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 産業経済団体の関係者
- (3) 事業者
- (4) 消費者
- (5) 公募による者
- (6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

3 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

4 委員に欠員が生じた場合の補欠の委員は、前任者の残任期間とする。

5 推進会議は、必要があると認めるときは、専門的知識を有する者の意見を求め、または関係者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定める。

附 則

この条例は、平成23年4月1日から施行する。

○丸亀市産業振興条例施行規則(平成 23 年 7 月 1 日規則第 50 号)

(趣旨)

第 1 条 この規則は、丸亀市産業振興条例（平成 23 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 7 条に規定する丸亀市産業振興推進会議（以下「推進会議」という。）の運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

[丸亀市産業振興条例（平成 23 年条例第 17 号。以下「条例」という。）第 7 条]

(推進会議の組織)

第 2 条 推進会議に会長及び副会長 1 人を置き、委員の互選により定める。

2 会長及び副会長の任期は、委員の任期とする。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(推進会議の会議)

第 3 条 推進会議の会議（以下この条において「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上が出席しなければ、開くことができない。

3 会議の議事は、出席した委員の過半数でこれを決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会の設置)

第 4 条 推進会議は、必要に応じ専門的な事項を調査審議するため、推進会議に専門部会（以下この条において「部会」という。）を設置することができる。

2 部会は、推進会議の議決により付託された事項について調査審議し、その結果を推進会議に報告するものとする。

3 部会は、会長が推進会議の委員の中から指名した委員をもって組織する。

4 部会には、部会長を置き、部会を組織する委員の互選によりこれを定める。

5 部会長に事故があるときは、あらかじめ部会長の指名する委員がその職務を代理する。

6 前条の規定は、部会の会議について準用する。

(推進会議の庶務)

第 5 条 推進会議の庶務は、産業文化部産業振興課において行う。

(その他)

第 6 条 この規則に定めるもののほか必要な事項は、別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

○中小企業憲章 基本理念（平成22年6月18日閣議決定）

中小企業は、経済や暮らしを支え、牽引する。創意工夫を凝らし、技術を磨き、雇用の大部分を支え、暮らしに潤いを与える。意思決定の素早さや行動力、個性豊かな得意分野や多種多様な可能性を持つ。経営者は、企業家精神に溢れ、自らの才覚で事業を営みながら、家族のみならず従業員を守る責任を果たす。中小企業は、経営者と従業員が一体感を発揮し、一人ひとりの努力が目に見える形で成果に結びつき易い場である。

中小企業は、社会の主役として地域社会と住民生活に貢献し、伝統技能や文化の継承に重要な機能を果たす。小規模企業の多くは家族経営形態を採り、地域社会の安定をもたらす。

このように中小企業は、国家の財産ともいべき存在である。一方で、中小企業の多くは、資金や人材などに制約があるため、外からの変化に弱く、不公平な取引を強いられるなど数多くの困難に晒されてきた。この中で、大企業に重きを置く風潮や価値観が形成されてきた。しかし、金融分野に端を発する国際的な市場経済の混乱は、却って大企業の弱さを露わにし、世界的にもこれまで以上に中小企業への期待が高まっている。国内では、少子高齢化、経済社会の停滞などにより、将来への不安が増している。不安解消の鍵となる医療、福祉、情報通信技術、地球温暖化問題を始めとする環境・エネルギーなどは、市場の成長が期待できる分野でもある。中小企業の力がこれらの分野で発揮され、豊かな経済、安心できる社会、そして人々の活力をもたらし、日本が世界に先駆けて未来を切り拓くモデルを示す。

難局の克服への展開が求められるこのような時代にこそ、これまで以上に意欲を持って努力と創意工夫を重ねることに高い価値を置かなければならない。中小企業は、その大いなる担い手である。